

事 務 連 絡
平成30年1月18日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

障害保健福祉分野における補装具費支給情報のデータ項目の修正
予定及び情報連携開始に当たっての運用ルール等について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっては、別添1「障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について」（平成29年5月2日付事務連絡）においてお示ししているところですが、今般、平成30年7月から新たに情報連携が開始される、補装具費支給情報についても補足事項を別紙にまとめました。

また、補装具費支給情報のデータ項目「支給基準額」について、データ項目名及びデータ項目説明の修正を行う必要が生じ、平成31年7月向けデータ標準レイアウトの改版に合わせて対応することを予定しております。このため、それまでの間は、別紙のとおり、平成31年7月の改版で予定している修正内容に読み替えて運用することとします。

各都道府県におかれましては、庁内の番号制度主管部局、生活保護制度主管部局及び中国残留邦人等支援給付主管部局にも、本事務連絡を展開するようお願いするとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ）に周知をお願いいたします。

また、各市町村から、補装具費支給情報を管理している既存システムのベンダーにも、本事務連絡を確実に伝えていただけるよう、助言等の支援をお願いいたします。

さらに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所については、補装具費支給制度における技術的助言機関であり、支給される補装具の種目名称別コードに関するご協力をお願いしたいことから、別添2「種目名称別コード」とともに情報提供いただくよう、お願いいたします。

1. 障害保健福祉分野における補装具費支給情報の情報連携開始に当たっての運用ルール

「正本データ及び副本データの登録(更新)期限」及び「副本データとして保存すべき情報の年限」は、別添1「障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について」(平成29年5月2日事務連絡)に準じて行います。すなわち、まとめると次のようになります。

【補装具費支給情報における特定個人情報の副本登録期限等】

| 特定個人情報 | | 副本登録(更新)期限 | 情報連携開始時点の情報提供対象 | 副本データとして保存すべき情報の年限 |
|--|----------|---|-----------------|--------------------|
| 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 補装具費支給情報 | 正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前まで ただし、システム上それが困難である場合はできる限り速やかに登録(更新)するものとする。 | 平成28年1月1日以降 | 5年 |

2. 特定個人情報データ標準レイアウトのデータ項目定義について

特定個人情報「8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」中、「補装具費支給情報」については、以下のよう
にデータ項目定義を記載しましたので参考にしてください。

| 特定個人情報 | 情報項目コード | データ項目 | データ項目説明 |
|--|------------------|-------------|--|
| 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | TK00000800000300 | 補装具費支給情報 | 補装具費を支給している場合に設定する。 支給決定ごとに繰り返し設定する。(同年月に複数回の支給決定があった場合も同じ。) |
| | TK00000800000310 | 購入・借受け・修理の別 | 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用のうち、どの費用について支給決定したかを設定する。 購入：1、借受け：2、修理：3 |
| | TK00000800000320 | 種目名称別コード | 補装具種目名称別コードの中か |

| | | | |
|--|------------------|---------|---|
| | | | <p>ら一つを設定する。</p> <p>※「補装具種目名称別コード一覧表」（別添2）に示される補装具種目名称の種類から設定する。</p> <p>※修理申請について支給決定した場合は、コード表のうち、どの種目を修理したかでコードを設定すること。</p> |
| | TK00000800000330 | 判定年月 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の8で規定する機関の医師が交付した意見書又は身体障害者福祉法施行令第2条に規定する判定書が交付された年月を、支給決定が行われるごとに設定する。</p> <p>※判定書等が省略された場合： NULL</p> <p>※判定書を受理した年月ではなく、身体障害者更生相談所で判定が行われた年月を入力すること。</p> |
| | TK00000800000340 | 支給決定年月 | <p>当該補装具費支給に係る支給を決定した年月を設定する。</p> <p>※補装具費を支払った年月ではなく、市町村で補装具費支給決定通知書を交付した年月を設定すること。</p> |
| | TK00000800000350 | 支給基準額 | <p>当該項目の設定に当たっては、「3. 次期レイアウト改版までの対応」を参照し、設定すること。</p> |
| | TK00000800000360 | 利用者負担月額 | <p>当該補装具費支給に係る利用者負担月額を、支給決定が行われるごとに設定する。</p> <p>※補装具費の支給決定ごとに、差額自己負担分を含む自己負担額の合計（基準額の1割＋基準額を超える分）を入力。</p> |

3. 次期データ標準レイアウト改版までの対応

「支給基準額」のデータ項目及びデータ項目説明については、以下のような修正を予定しております。次期データ標準レイアウト改版（平成31年7月）までの間は、以下のとおり読み替えて運用することとしますので、読み替え後のデータ標準レイアウトに従って、データ項目「支給基準額」ではなく、「支給決定額」の情報を副本登録するようにしてください。

【読み替え後のデータ項目定義】

| 特定個人情報 | 情報項目コード | データ項目 | データ項目説明 |
|--|------------------|-------|--|
| 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | TK00000800000350 | 支給決定額 | 当該補装具費支給に係る支給決定額を、支給決定が行われるごとに設定する。 特例補装具に係る支給決定が行われた場合も同じ。 |

4. 補装具種目名称別コード設定に当たっての留意事項について

補装具種目名称別コードのうち、【連携後登録不可】とされている項目については、各既存システムにおいて詳細に管理していない場合を想定して、本コードとの整合性を図るために使用するものであるため、情報連携開始後に新たに副本登録する場合は、【連携後登録不可】の項目を選択しないでください。このため、以下のいずれかの対応をお願いします。

- (1) 情報連携開始後に新規登録する場合に、【連携後登録不可】の項目を選択できないよう、システム改修を行う。
- (2) 情報連携開始後に新規登録する際、【連携後登録不可】の項目を選択しないよう、運用マニュアル等に記載し、徹底する。また、定期的に記載内容を確認し、【連携後登録不可】の項目が選択されていないことを確認する。選択されていることを確認した場合は、確実に副本の修正を徹底する。

なお、各自治体において、適切な補装具種目名称別コードの設定ができるよう、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所が判定書や処方箋等を作成する際に、あわせて補装具種目名称別コードを記載してもらえよう連携してください。

また、補装具費支給事務における情報連携については、「補装具費支給事務取扱指針」（平成18年9月29日付障害保健福祉部長通知）等関連規程において補足する予定ですので、参照願います。